明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（国土交通一）　一
〔告　示〕
○家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件（農林水産一五二）　三六
〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　三七
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等
日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の一部変更、税理士証票無効・登録抹消関係　六二
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人、公示送達、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　六三
会社その他
会社決算公告　六五

省令

○国土交通省令第一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第二十八号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第三百二号）の施行に伴い、並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第四号、第八条第一項から第三項まで及び第十七条第三項第一号の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和三年一月二十日

国土交通大臣　赤羽　一嘉